

岩手県知事 殿

厚生労働省医政局長

被災地の医療復興のための地域医療再生臨時特例交付金の早期執行について

平成22年度補正予算による地域医療再生臨時特例交付金の取扱いについては、「地域医療再生計画について」（平成23年1月28日医政発0128第1号）により行われているところであるが、今般の東日本大震災により甚大な被害を受けた貴県の医療機能の回復を支援することは、今後の貴県における医療再生を実現していくための前提となることから、上記通知にかかわらず次の取扱いとするので通知する。

1. 当該特例交付金に係る貴県への交付額については、平成23年4月15日付厚生労働省医政局通知「地域医療再生計画(案)等にかかる提出期限の変更等について」により、交付要綱に定める上限まで確保することとしているが、このうち基礎額部分である15億円については、今後の医療再生の前提として、貴県被災地の医療機能を回復するために緊急的に必要である場合については、前倒して交付することを可能とする。
2. 当該前倒しによる交付金を活用して行う緊急的な事業例としては、次のような事業を想定している。
  - ①被災した医療機関の機能を回復するための施設整備事業
  - ②被災した医療機関の機能を回復するための医療機器整備事業
  - ③被災地の医療機関で医師、看護師等を安定的に確保していくために必要な事業
  - ④医療機関間の連携により患者への医療の場を確保するための事業
  - ⑤その他被災地の医療機能の回復のため緊急的に必要とされる事業
3. なお、この取扱いに伴う手続きについては、別途連絡する。